

事務連絡

平成 26 年 10 月 17 日

各都道府県 子ども・子育て支援新制度担当課 御中
私立幼稚園担当課

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について

私立幼稚園（認定こども園であるものを含む。以下同じ。）が学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 4 条第 1 項第 5 号の収容定員を超過して園児を受け入れている場合には、認可権者である各都道府県において、認可定員の遵守や認可定員の変更を指導するとともに私学助成の交付額の調整を必要に応じて行う等により、地域の実情に応じてその運営の適正を図っているものと承知しております。

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）に基づき市町村が特定教育・保育施設を確認するに当たっては、認可定員（幼稚園については収容定員、認定こども園については当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員を前提として定められた現行の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 4 条第 1 項第 3 号の利用定員又は満 3 歳以上の子どもに係る同項第 4 号の利用定員をいう。以下同じ。）の範囲内において利用定員を設定することを原則としつつ、私立幼稚園の確認については、一定の場合には、市町村が支援法に基づき都道府県に対して行う協議において都道府県が適当であると認めるときは、例外的に認可定員を超えて利用定員を設定することが可能であることを示すとともに、給付費の減算の取扱いを別途通知することとしていたところ（「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（平成 26 年 9 月 10 日付け内閣府政策統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」第 3 の 1（2）エ及びオを参照。）。

このたび、認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園（以下「定員超過園」という。）に係る支援法に基づく確認について、私立幼稚園の認可定員に基づく指導の在り方や私学助成の交付額の調整等が各都道府県の判断に委ねられていることに鑑み、現に在籍する園児の利用を引き続き確保することを前提に、地域の実情に配慮した支援法の運用が可能となるよう、利用定員の設定及び給付費の算定における

標準的な取扱いを下記の通り整理したので、お知らせします。

各都道府県においては、その趣旨を踏まえた適切な運用をお願いするとともに、域内の市町村及び私立幼稚園に対し、本通知の趣旨を周知し、その事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知で示す利用定員の設定や公定価格（特定教育・保育に通常要する費用として支援法第 27 条第 3 項に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定する費用の額をいい、支援法附則第 9 条の適用を受ける場合については、同条第 1 項第 1 号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号ロに基づき市町村が定める額の合計額をいう。以下同じ。）の調整等に関する考え方はあくまで標準的な取扱いであり、各都道府県の判断により、私学助成との関係や個別具体的な事情に応じて異なる取扱いとすることは差し支えありません。この場合、施設型給付に係る国庫負担金については、標準的な取扱いを前提として算定した額により精算する方向で検討していることを申し添えます。

記

1．認可定員を超えた利用定員の設定の例外的・暫定的な容認

(1) 認可定員を超えた利用定員を設定する場合の条件

市町村は、定員超過園の設置者の希望や最近の利用状況等を勘案し認可定員を超えた利用定員の設定が適当であると認める場合には、以下の条件を満たし、かつ、都道府県との協議（支援法第 31 条第 3 項）において都道府県が必要と認める場合に限り、認可定員を超えた利用定員を期限付きで設定することができること。

設置者がイ又はロのいずれか又はこれらを合わせて取り組むことにより、認可基準を満たす範囲での適切な認可定員の設定及び当該認可定員の遵守に努めようとしていること。

イ 認可定員の増加に係る認可を申請し、又は申請する予定であり、かつ、その内容により客観的な認可基準を満たしていること。

ロ 新規入園者の計画的な削減等により実利用人員の適正化に取り組んでいること。

認可定員を超えた利用定員は、各定員超過園の特定教育・保育施設への移行から 5 年を超えない範囲内で都道府県が認める期間に限り設定することができるものであること。この際、上記ロの取組を行う定員超過園については、当該期限が経過するまでの間の毎年度、入園者の削減後の実利用人員の状況に応じて利用定員を減少させていくことを基本とすること。

施設の学級編制、教職員配置及び施設設備については、上記ロによる実利用人員の適正化の改善途上である場合等を除き、現状の実利用人員に応じた認

可基準を遵守していること（したがって、現状では実利用人員に応じた認可基準を満たさない場合であっても本件協議の対象となり、今後の入園者の削減の見込みを前提に、実際の施設設備や教職員配置により認可基準を満たすことができるものと判断される最大の定員数（以下２．において「基準適合定員」という。）以上の利用定員を設定することも容認され得るものであること）。

なお、協議を容認するかどうか、利用定員や期限等を修正の上容認するかどうか等は、各都道府県の裁量に委ねられるものであること。

（２）認可定員を超えた利用定員を設定するため必要な手続

市町村が域内に所在する定員超過園について認可定員を超えた利用定員の設定を希望する場合には、設定を希望する利用定員数、上記（１）イの取組を行う定員超過園については認可定員の変更の予定や施設の拡張等の計画、（１）ロの取組を行う定員超過園については新規入園者の削減に向けた募集計画等について、関係書類と併せて都道府県との利用定員の設定の協議の際に都道府県の新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局に提出すること。

当該協議を受けた都道府県においては、上記（１）イ又はロのいずれの場合についても、私立幼稚園担当部局においてその内容を確認し、認否等の結果を市町村に回答すること。

都道府県において、当該協議のあった定員超過園について認可定員を超えた利用定員の設定を容認することとした場合には、都道府県の私立幼稚園担当部局においては、上記（１）イについてはできる限り速やかに認可定員の変更認可等の相談や審査を進め、（１）ロについては都道府県自らが主導して、定員超過園の所在市町村と連携を図りつつ、定期的に指導を行うこと。また、都道府県の新制度担当部局においては、支援法に基づく情報公表の仕組みにおいて、認可定員、利用定員、在籍園児数等を公表することとなるが、認可基準を超えた利用定員を暫定的に設定していることが明確に分かるよう工夫すること。

都道府県において定員超過園について認可定員を超えた利用定員の設定を容認しないこととした場合及び市町村において定員超過園について当該協議を行わないこととした場合には、原則どおり、認可定員の範囲内で利用定員を設定することとなるが、現に認可定員を超えて園児を受け入れており、利用定員をも超えて園児を受け入れることとなることから、認可基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の違反状態を早急に解消するよう、厳格な指導監督が必要となる。特に、実利用人員により客観的な認可基準を満たさないと都道府県が認める場合には、市町村における特定教育・保育施設の確認の取消事由にも該当することに留意すること。

なお、幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）附則第 2 項ただし書に基づ

き、園舎及び運動場面積についてなお従前の例によることとされ、現行の認可基準の本則が適用されていない幼稚園については、特定教育・保育施設の確認を受けることに伴い現行の認可基準を満たすことが求められるものではなく、現状を維持して移行する以上は、直ちに基準違反を問われるものではないこと。

2. 定員超過園に係る公定価格の減算措置等

定員超過園に係る公定価格については、1.による利用定員の設定の状況に応じた一定の場合に減算の調整を行うことを基本とし、以下の(1)から(3)までの取扱いを標準とすること。特に(2)及び(3)の減算措置については、これまでの私学助成との関係や個別具体的な事情に応じ、各都道府県で柔軟に取り扱うこととして差し支えないこと。

ただし、教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付費の全国統一費用部分における国及び都道府県の負担金については、仮に市町村においてこの標準的な取扱いとして設定することができる額の範囲を超えてより高い公定価格を定員超過園に設定した場合であっても、この標準的な取扱いを前提に算定した公定価格の額により精算する方向で検討していること。

なお、以下の標準的な取扱いにおいては、簡便のため、公定価格上の人員配置基準を常に満たしていることを前提とするが、仮に実際に満たしていない場合には、個別の状況に応じて年齢別配置基準を下回る場合の公定価格の減算の調整の適用を受けるものであること。

(1) 認可定員を超えた利用定員を設定する場合

認可定員を超えた利用定員を設定することとした定員超過園に係る施設型給付については、設定する利用定員の定員区分に基づく公定価格の単価を適用して支給することとすること。

これまでの私学助成の算定において厳格な減算措置を講じてきたこととの整合性を重視する都道府県にあっては、協議において認可定員を超えた利用定員の設定を容認しないことが可能であり、その場合の施設型給付は(2)の取扱いとなること。

上記1.(1)の取組を行う定員超過園について、期限が経過するまでの間の毎年度、入園者の削減後の実利用人員の状況に応じて利用定員を減少させていく場合には、各年度の利用定員の定員区分に基づく公定価格の単価を適用すること。

なお、定員超過園が特定教育・保育施設の確認を受けた後2年間継続してその実利用人員が認可定員を超えて設定された各年度の利用定員の120%を超えることとなる場合には、通常の利用定員に対する超過と同様に、当該2年間経過後から通常の公定価格の取扱いに従った公定価格の減算調整の対象となり得るものである

こと。

- (2) 原則通りに認可定員の範囲内で利用定員を設定するが、実利用人員により認可基準を満たし、又は満たす状態となる見込みがある場合

定員超過園について上記 1 . (1) の条件を満たすが協議において都道府県が容認しなかった場合や、客観的な認可基準は満たすが市町村や設置者の意向により都道府県との協議を行わなかった場合には、利用定員は原則通りに認可定員の範囲内で設定され、実利用人員が利用定員を一時的に超えることとなるが、実質的には認可基準を満たし、又は満たす状態となる見込みであることから、やむを得ないと認められる場合には、利用定員を超過した園児の受入れ(いわゆる定員弾力化)を認めることが可能と考えられ(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 22 条ただし書) 施設型給付については、上記(1) の場合との整合性にも鑑み、実利用人員が該当する定員区分に基づく公定価格の単価を適用して支給することとする。

また、定員超過園が特定教育・保育施設の確認を受けた後 2 年間継続してその実利用人員が認可定員の範囲内で設定される利用定員の 120% を超える場合には、当該 2 年間経過後から減算調整の対象とし、減算割合は適用する公定価格の単価の定員区分(実利用人員が該当する定員区分)に定める調整割合を適用することとする。ただし、各都道府県の判断によっては、現行の各都道府県の私学助成における算定上の取扱いとの継続性を重視して、確認を受ける当初から当該減算割合を適用することも可能であること。

なお、実利用人員が認可定員又は利用定員以下となった段階で、通常の公定価格の算定方法に従うこと。

さらに、私学助成については各都道府県がそれぞれの考え方によって定員超過の場合の交付額の調整を行ってきている実態を踏まえ、各都道府県において特に必要と判断する場合には、定員超過園の実態に応じ、施設ごとに、上記減算割合よりも低い調整割合を定めて適用することが可能であること。ただし、その場合であっても、下記(3) の認可定員を下限として基準適合定員により調整割合を設定する場合よりも厳しい減算措置とならないようにすること。

教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付費の全国統一費用部分における国及び都道府県の負担金については、上記の標準的な取扱いの範囲内で各都道府県が一定の調整割合を設定することとした場合には、当該調整割合により算定した公定価格の額により精算するものであること。

- (3) 原則通りに認可定員の範囲内で利用定員を設定するが、実利用人員により認可基準を満たしておらず、又は満たす状態となる見込みがない場合

客観的な認可基準を満たしておらず、又は満たす状態となる見込みのない定員超過園（幼稚園設置基準附則第二項ただし書が適用されている施設については、特定教育・保育施設の確認を受けることに伴い現行の認可基準を満たすことが求められるものではなく、現状を維持して移行する以上は、直ちに基準違反を問われるものではないことに留意。）については、そもそも現状の実利用人員の受入れ状況そのものが認可基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準上認められないものであり、早急に違反状態を解消すべきものであること。

この場合の施設型給付については、質の高い教育・保育の利用のために支給されるものであることに鑑み、基準適合定員に応じた額の公定価格とすることが公平性の観点から適当と考えられる一方で、個人給付の性格から現に施設を利用する子どもに対する給付を支給しないことはできないことから、基準適合定員が該当する定員区分に基づく公定価格の単価を適用するとともに、当該基準適合定員を実利用人員で除して得た割合を乗じた上で支給することとすること（したがって、実質的には、基準適合定員の単価により基準適合定員分の施設型給付が支給されることとなる）。

この基準適合定員については、認可権者の判断として各都道府県の私立幼稚園担当部局において判定を行い、確認を行う市町村に伝えることが適当であること。その際、基準適合定員は、実際の施設設備や教職員配置により認可基準を満たすことができる最大の定員数とすることを原則とするが、他の私立幼稚園の指導監督や私学助成との均衡等を踏まえ、あくまでも現在認可を受けている認可定員とする取扱いとすることも差し支えないこと（幼稚園設置基準附則第2項ただし書により現行の認可基準の本則が適用されていない幼稚園を含め、定員超過園の基準適合定員が認可定員を下ることは想定されない）。

また、定員超過園が特定教育・保育施設の確認を受けた後2年間継続してその実利用人員が認可定員の範囲内で設定される利用定員の120%を超える場合には、当該2年間経過後から減算調整の対象とし、減算割合は当該基準適合定員が該当する定員区分に定める調整割合を適用することとすること。ただし、各都道府県の判断によっては、現行の各都道府県の私学助成における算定上の取扱いとの継続性を重視して、確認を受ける当初から当該減算割合を適用することも可能であること。

さらに、私学助成については各都道府県がそれぞれの考え方によって定員超過の場合の交付額の調整を行ってきている実態を踏まえ、各都道府県において特に必要と判断する場合には、定員超過園の実態に応じ、施設ごとに、上記減算割合よりも低い調整割合を定めて適用することが可能であること。ただし、その場合であっても、基準適合定員が認可定員である場合の減算よりも厳しい減算措置とならないようにすること。

教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付費の全国統一費用部分における国

及び都道府県の負担金については、上記の標準的な取扱いの範囲内で各都道府県が現に設定した調整割合により算定した公定価格の額により精算するものであること。

なお、現状の実利用人員の受入れ状況そのものが認可基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準上認められないことを踏まえ、都道府県及び市町村は、相互に連携して、学級の分割、教員の確保、施設設備の確保、園児の転園のあっせん等の対応を早急に講ずるよう運営の適正化を指導し、そうした指導に従わない場合には、認可の取消し及び確認の取消しも含め、厳しく対応することが必要であること。

以上

本件担当：

【新制度施行に係る全体的な事項】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL: 03-6257-1465、FAX: 03-3581-2521

【本通知における私立幼稚園に関する事項】

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL: 03-6734-2714、FAX: 03-6734-3736